

前所長 業務2カ月停止

浜名湖転覆で海難審裁決

2013.3.26

浜松市の浜名湖で2010年、愛知県豊橋市立章南中学校の1年生らが乗った手こぎボートが転覆し、西野花菜さん(当時12)が水死した事故の海難審判の裁決が26日、横浜地方海難審判所であった。ボートを引

き、手こぎボートが転覆し、西野花菜さん(当時12)が水死した事故の海難審判の裁決が26日、横浜地方海難審判所であった。ボートを引

たため、さらに水が入り込

元教諭に触れず、遺族不満

「『行ってきました』と言

一人娘の花菜さん(当時12)を亡くした西野友章さん(53)と光美さん夫妻は、事故を記録した約100ページの冊子の冒頭につづった。花菜さんの同級生らの卒業

亡くなった花菜さんの父友章さん(53)は裁決について、「(転覆の原因が元教諭にもあったとする)施設側の主張に一切触れていないのは残念」と話した。

「静岡の施設に委託していた中で起きた事故」。西野さんは、事故直後の豊橋市教委や章南中がひとごと

ん夫妻は、市に原因究明を求め署名を募った。花菜さんにゆかりのある本やCDなどを学校に寄贈、風化防止にも取り組んだ。

に合せて市内の小中学校に配る予定だ。事故から2年9カ月の遺族の歩みや思いを盛り込んだ。

「事実関係を教えてくれない」「主体性が見えない」。原因究明に取り組む姿勢が見えず、十分な説明

ただ、西野さん夫妻は、責任についてあいまいなきま進む豊橋市の再発防止策に不安をぬぐえないま



裁決の要旨を手に「なぜ転覆したかではなく、なぜ花菜の命を守れなかったのかを問い続けたい」と話す西野友章さん(横浜市中区の横浜地方海難審判所前)

西野さんは「娘が亡くなったことが何も生かされないことが一番つらい」と話した。(山田雄介)

前 所長船舶操縦停止2月

浜名湖・ボート 海難審判裁決 学校側過失言及せず

浜名湖で2010年、県立三ヶ日青年の家(浜松市北区)のボートが転覆し、豊橋市立章南中の西野花菜さん(当時12)が死亡した事故で、横浜地方海難審判所は26日、受審人で同施設の檀野清司前所長(55)に小型船

船舶操縦士の業務停止2月の裁決を言い渡した。裁決は刑事裁判の求刑に相当する理事官意見(停止1月)を上回った。学校などの過失については言及しなかった。

供田仁男審判長は転覆の原因について、檀野前所長がボートをえい航した際、左舷側から湖水が打ち込んで船体の傾斜が大きくなっていたのに、水をくみ出すよう指導するなど注意義務を怠ったと指摘した。その上で、生徒1人が死亡した結果の重大性から業務停止2月が相当と判断した。一方、審判では弁護人に当たる補佐人が「悪天候にもかかわらず、ボート訓練を中止しなかった学校側の過失もある」などと主張したが、裁決は事故の直接原因だけに言及し、間接的な責任には触れなかった。

裁決によると、檀野前所長は10年6月18日午後3時20分ごろ、同校1年の生徒ら20人が乗った手こぎボートが航行不能になったためモーターボートでえい航し、途中で転覆させた結果、手こぎボート内に閉じ込められた西野さんが死亡した。

西野さんの父友章さん(53)は「裁決が直接原因だにとどまったのは残念だが、仕方ない。ただ、学校関係者にはこれで責任はない」と思っている。檀野前所長と話した。檀野前所長は「厳粛に受け止めて

いる。西野さんや生徒にはあらためておわびしたい」と述べた。

事故をめぐるのは県警も2月、業務上過失致死容疑で檀野前所長や当時の同学校長(62)ら6人を静岡地検浜松支部に書類送致している。

浜名湖のボート事故海難審判

元所長 船操縦停止2カ月

浜松市北区の浜名湖で二〇一〇年、研修施設「静岡県立三ヶ日青年の家」の手こぎボートが転覆し、愛知県豊橋市章南中学校の西野花菜さん(当時二二)が水死した事故で、ボートを曳航した檀野清司元所長(五七)に、横浜地方海難審判所は二十六日、小型船舶操縦士の業務停止二カ月の懲戒処分を言い渡した。

檀野元所長は即日、執行の申し出書を提出し、処分が確定した。二カ月の処分について檀野元所長は「西野さんが亡くなっていることを考慮されたものと受け止めている」と話した。

あたる理事官は業務停止一カ月を求めている

「と思っている」と話した。

事故は一〇年六月に発生。生徒と教員二十人が乗った手こぎボートが悪天候で動けなくなり、檀野元所長がモーターボートで曳航中に転覆。二時間半後にボート内で見つかった西野さんが死亡した。